

令和8(2026)年度 大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者 特に優れた業績による返還免除内定制度申請について(案内)

令和8年度大学院予約採用あるいは令和8年度大学院在学採用において、第一種奨学金(授業料後払い制度も含む)に採用される見込みの者が対象となります。申込み希望者は、広島大学学生情報の森もみじHPや日本学生支援機構HPの「特に優れた業績による返還免除内定制度」のページを熟読し、期間内に申し込んでください。申込期間を過ぎたものは受理できません。専門職学位課程(特に法科大学院)に進学予定の方も積極的に申請ください！



制度の概要はこちら(必ず確認してください！) →

1. 申込みの流れ

STEP1 内定制度申請資格を確認する

令和8年度に大学院博士課程前期あるいは専門職学位課程への進学を希望し、以下の①～③のいずれも満たす方が対象です。

- ①大学学部等において修学支援新制度もしくは給付奨学金(旧制度)を利用していることまたは住民税非課税世帯であること
- ②特定分野(「科学技術イノベーション創出に寄与する分野(情報・AI, 量子, マテリアル等)」または「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」)への進学を希望していること
- ③将来、上記②に記載の特定分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者

(注！)修学支援新制度の利用者とは、申請時点で支援区分が第Ⅰ区分～第Ⅲ区分、第Ⅳ区分(理工系)または多子世帯(支援区分は問わない)のいずれかの者です。ただし、**資産超過により停止となっている者は対象外となります。**

(注！)特に①及び②について、自身が要件を満たしているかどうかをあらかじめ確認をしておいてください。

(注！)②について、どちらの分野で申請をするかを選択しておいてください(例年、「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」を選択される方が少ない傾向があります)。

(注！)上記①～③を満たし内定者となった場合でも、**入学後6カ月以内に第一種奨学生(授業料後払い制度を含む)をして採用されなかったときは内定の効力を失います。**令和8年度大学院予約採用に申し込みをしていない方は、進学後4月に実施する在学採用にて「第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)」の申込みをしてください。

STEP2 必要書類を準備する

申請にあたり以下の書類が必要です。

<全員提出する書類>

- ◎特に優れた業績による奨学金返還免除内定制度(博士課程前期及び専門職学位課程)調査票
- ◎特に優れた業績による奨学金返還免除内定制度(博士課程前期及び専門職学位課程)調査票に係る別紙1
- ◎スカラネット入力下書き用紙

<その他準備する書類>

(修学支援新制度を利用していない方)

- 申請者本人及び生計維持者(父母がいる場合は原則父母2名)の直近の所得課税証明書
- 資産の申告書

(学部時代に学会発表等の実績がある方)

- 学部生時代の専攻分野に関連する学会発表等の業績が確認できる資料のコピー

(大学院への進学が決まっている方)

- 大学院の合格通知のコピー

(他大学からの進学予定の方)

- 最新の学業成績証明書
- 連絡票
- 修学支援新制度を利用していることが確認できる資料等のコピー(修学支援新制度利用者のみ)

※◎印の書類については、広島大学もみじHPからダウンロードして入手のうえ作成してください。

STEP3 スカラネットで申請をする

「スカラネット入力下書き用紙」の内容をスカラネットで入力・送信してください。

申込サイト(スカラネット)はこちら → <https://www.sas.jasso.go.jp/>

・ログインに必要な識別番号は以下のとおりです。

法科大学院以外に進学の方	ユーザID:10700401	パスワード:mje62iux
法科大学院に進学の方	ユーザID:10700460	パスワード:mje62iux



スカラネット

入力完了後に表示される受付番号は在学採用申込や進学届提出、問い合わせなどの際に必要となります。必ず「スカラネット入力下書き用紙」に転記しておいてください。

STEP4 必要書類の提出

【提出書類】

(全員提出)

- 特に優れた業績による奨学金返還免除内定制度(博士課程前期等)調査票
- 特に優れた業績による返還免除内定制度(博士課程前期等)調査票に係る別紙1

(修学支援新制度を利用していない方のみ提出)

- 申請者本人及び生計維持者(父母がいる場合は原則父母2名)の直近の所得課税証明書
- 資産の申告書

(学部時代に学会発表等の実績がある方のみ提出)

- 学部生時代の専攻分野に関連する学会発表等の業績が確認できる資料のコピー

(大学院への進学が決まっている方のみ提出)

- 大学院の合格通知のコピー

なお、他大学からの進学者は、上記書類に加え以下の書類も提出してください。

- 最新の学業成績証明書
- 連絡票
- 修学支援新制度を利用している方は利用していることが確認できるもののコピー
(例)スカラネットパーソナルの該当画面を印刷したもの

【提出先】

東広島キャンパス:学生プラザ3階奨学金窓口

霞キャンパス :霞地区学生支援室

東千田キャンパス:東千田地区支援室

郵送の場合 :〒739-8514 東広島市鏡山1-7-1(学生プラザ3F) 広島大学学生生活支援グループ 奨学金担当」宛に、
レターパックや簡易書留等、記録の残る方法で郵送してください。

【提出期間】

2025年11月20日(木)~12月19日(金) ※郵送の場合は12月19日(金)必着のこと

すべての手続き(STEP1~4)は**12月19日(金)**までに完了させてください。

※必要書類を郵送する場合は12月19日必着のこと

2. 結果通知

2026年7月下旬にMyもみじ個人掲示にてお知らせ予定です。

3. 留意事項

○本内定制度の申請要件と第一種奨学金の選考基準は異なるため、本内定制度に内定した者であっても第一種奨学生に採用されることは限りません。第一種奨学金に不採用となった場合は内定者に決定していたとしてもその効力を失うこととなります。

○内定制度申請時に申告した大学・課程・研究科に進学することが条件となります。実際の進学先が異なる場合は内定者に決定していたとしてもその効力を失うこととなります。

○返還免除内定者に認定された場合でも、貸与が終了した年度に実施される特に優れた業績による返還免除制度に申請を行う必要があります。**内定者になれば自動的に返還免除となるわけではありませんのでご注意ください。**

○内定者になった場合、年に1度(3月~4月頃)「中間評価」があります。「中間評価」では、学生が行う手続きはありませんが、第一種奨学金の適格認定(学業成績)において「廃止」「停止」「警告」の処置を受けていないことや、修業年限内に課程を修了する見込みであること等の項目を満たしているかを大学が確認し、一つでも満たしていない項目があった場合は内定取消となります。また、「中間評価」の実施期間に抛らず、年間を通じて内定者として相応しい成績を挙げていないと大学が判断した場合も内定取消となります。

○提出された情報は、奨学金貸与業務(選考から返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が大学、日本学生支援機構、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

